

令和 3 年 12 月 14 日
第 233 回都市計画審議会

石神井公園の都市計画変更原案について

1 概要

東京都市計画公園石神井公園は、練馬区の南西部に位置する昭和 32 年に決定された面積約 41.1 ヘクタールの特殊公園（風致公園）で、三宝寺池や石神井池を中心とした豊かな自然環境を有している。

区は、都市計画区域内の北西部約 4.8 ヘクタールについて、三宝寺池の水源涵養や区民のレクリエーションの場として重要な土地であることから整備を行い、平成 26 年に練馬区立石神井松の風文化公園として開園した。平成 30 年には、練馬区土地開発公社において、本区立公園に隣接し、みどりの拠点の拡大、風致の保全および防災機能の更なる向上等に資する地区約 0.6 ヘクタールを拡張用地として先行取得している。

区において拡張整備を積極的に進めるため、都市計画法第 15 条の 2 第 1 項に基づき、本地区を石神井公園の都市計画区域に追加する都市計画変更原案を作成し、都市計画を定める東京都に対して、都市計画の案の内容となるべき事項として申出を行う。

2 都市計画の変更内容

P 5 のとおり

3 今後の予定

令和 4 年 1 月 11 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付（区）
～ 2 月 1 日	
1 月 21 日	都市計画原案の説明会（区）
2 月	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）（区）
3 月	東京都に都市計画の案の内容となるべき事項の申出（区）
6 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（2 週間）（東京都）
7 月	練馬区都市計画審議会へ諮問（区）
9 月	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
10 月	都市計画変更・告示（東京都）

4 添付資料

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 都市計画の原案の理由書 | P 3 |
| (2) 計画書 | P 4～5 |
| (3) 位置図 | P 6 |
| (4) 計画図 | P 7 |
| (5) 現況写真 | P 8 |

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第7・5・15号石神井公園

2 理由

本公園は、練馬区の南西部に位置し、三宝寺池、石神井池を中心とした面積約41.1ヘクタールにわたる特殊公園（風致公園）である。本公園のうち、池周辺の約22.6ヘクタールが都立石神井公園、中央南部の約0.7ヘクタールが練馬区立池淵史跡公園、北西部約4.8ヘクタールが練馬区立石神井松の風文化公園として開園し、それぞれ都民に親しまれている。

本公園が位置する石神井公園地域は、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」において、駅及び商店街のにぎわいと緑豊かな石神井公園が連続する、魅力と活力のある地域の拠点形成とされている。

また、「練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）」においては、本公園が位置する第6地域のまちづくりの指針で、石神井川や白子川、放射7号線や外郭環状線の2（地上部街路）の植樹帯などをみどりの軸として、石神井公園や大泉井頭公園などをみどりの拠点として、みどりのネットワークを形成することとされている。

本地区は、開園区域と公園周辺の企業体育館や住宅地との間のオープンスペースであり、三宝寺池の水源涵養に資する位置にあることから、本公園の風致の保全に重要である。

また、本公園は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づく避難場所とされており、本地区は、池や斜面地が多い本公園においては、平場の広場となる避難場所として有効な区域である。

こうしたことから、みどりの拠点の拡大、風致の保全及び防災機能の更なる向上を図るため、本地区を公園区域に追加する変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(東京都決定)(原案)

東京都市計画公園中第7・6・15号石神井公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第7・5・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.8ha	園路、広場、修景施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 都市計画公園の配置及び利用を検討した結果、みどりの拠点の拡大、風致の保全及び防災機能の更なる向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	摘要
		番号	公園名			
新	特殊公園	第7・5・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.8ha	名称、位置、区域及び面積の変更
旧		第7・6・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.1ha	

5 変更概要

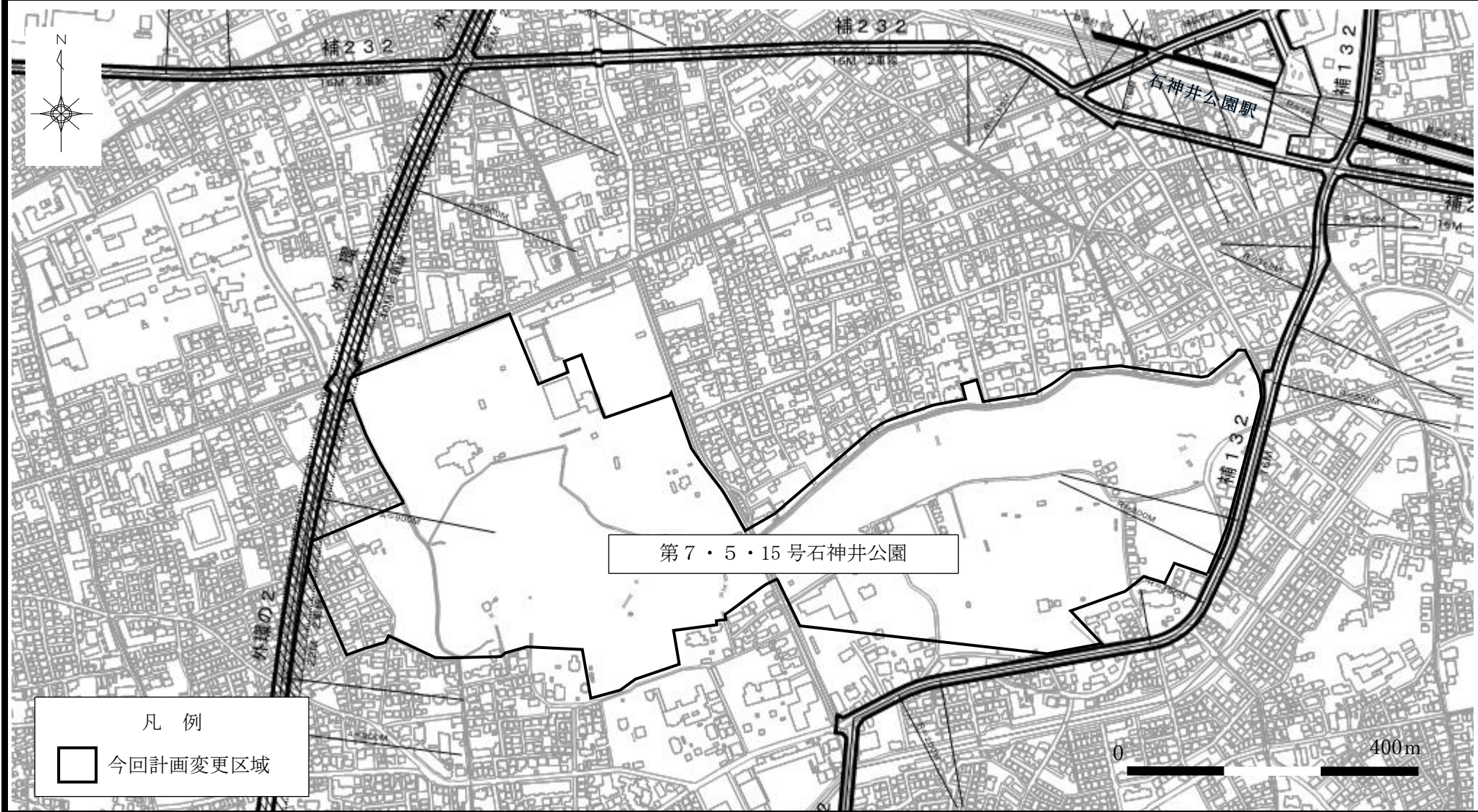
名称	変更事項
第7・5・15号 石神井公園	<p>1 名称の変更 第7・6・15号石神井公園 → 第7・5・15号石神井公園</p> <p>2 位置の変更 練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内 →練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内</p> <p>3 区域の変更 計画図表示のとおり</p> <p>4 面積の変更 約41.1ha → 約41.8ha</p>

東京都市計画公園

第7・5・15号石神井公園 位置図

〔東京都決定〕

原案



9

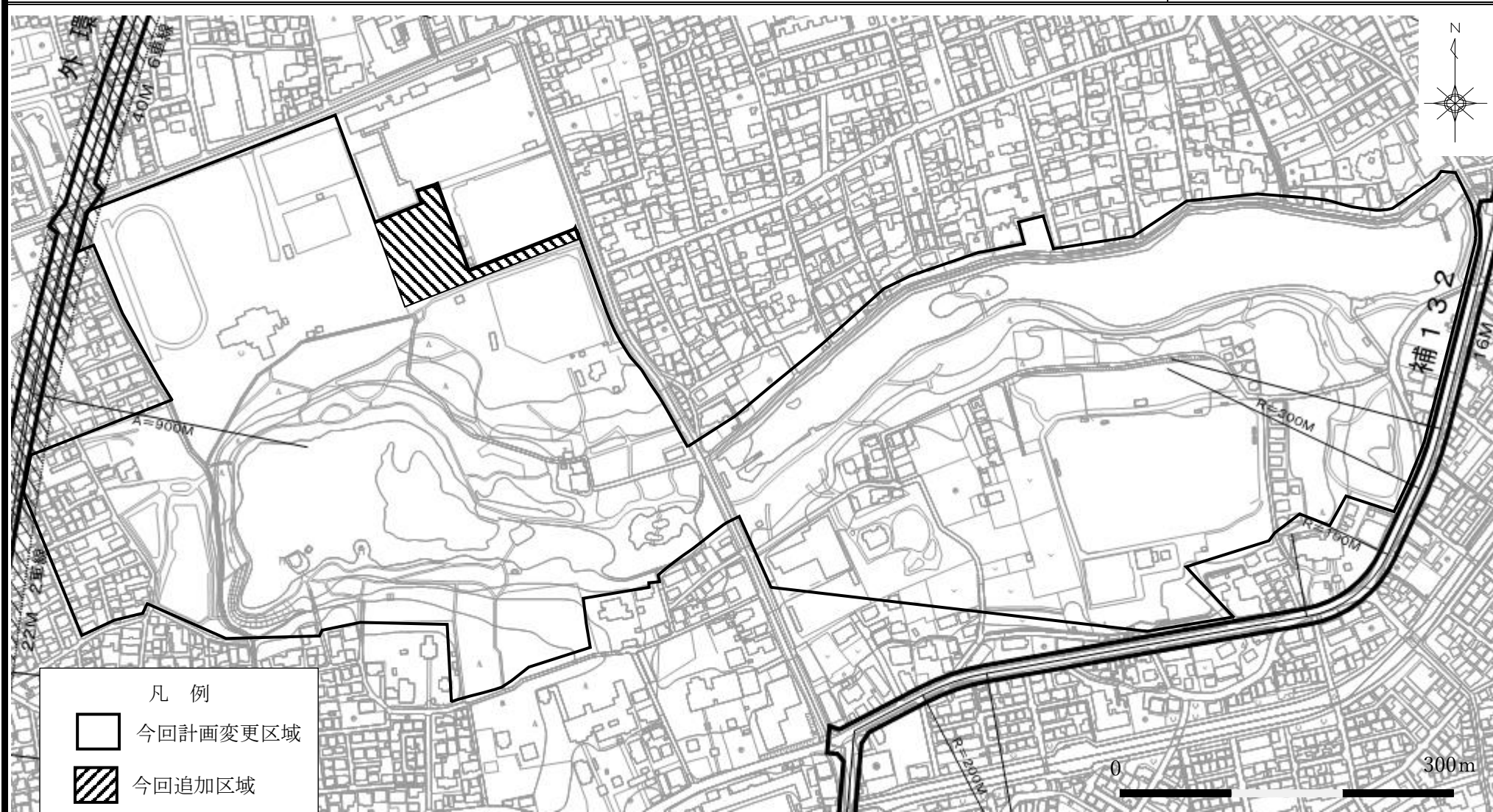
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第17号
(承認番号)3都市基街都第27号、令和3年5月12日

東京都市計画公園

第7・5・15号石神井公園 計画図

〔東京都決定〕

原案



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)3都市基交著第17号
(承認番号)3都市基街都第27号、令和3年5月12日

東京都市計画公園

第7・5・15号石神井公園 現況写真

[東京都決定]

原案

